99%のためのベーシックインカム構想(要約) [草案]

2021/4/4

朴勝俊、山森亮、井上智洋

ベーシックインカム(BI)は、全ての個人に均等に一定の金額を定期的に給付する制度です。これが他の社会サービスなどを補完することによって、「健康で文化的な最低限度の生活」や、個人的および社会的自由の保障に、現在より近づくことができます。

高度な生産力と貨幣発行権を持つ日本では、不況下において、政府が国債を市中に売却し、日本銀行がそれを買い上げるような方法で、現金給付が可能です。しかし経済が回復して物価上昇率が高まった場合に備えて、税制等によってそのおカネを回収する仕組みも必要です。

こうした認識から、私たちは2階建てのベーシックインカムを試案として提案します。2階部分は、政府と日本銀行の協調による貨幣発行（国債発行と日銀の買い入れ）によるもので、均等の給付を行うことで景気回復を促し、物価安定目標を達成することを目的とします。その金額は、政府や日銀が裁量的に決定しますが、経済が回復するとゼロに向けて縮小します。当面は深刻な経済停滞が続いているため、1人1月7万円の給付を想定します。

1階部分は、恒久的に安定的な給付額を保証するもので、この部分については税による裏付けを必要とします。新税の設置や、所得税等の増税によって確保できる税収額に応じて、それを人口と12ヶ月で割り算し、1人1月あたりの給付額が決められます。ちなみに、1億2600万人に1人1月あたり1万円を給付するためには、およそ15.12兆円の裏付けが必要です。その中心になるのは、所得税制の改革（所得控除の廃止と、税率の引き上げ）です。私たちの試算によれば、これだけで45兆円弱の増収が見込め、1人1月あたり3万円弱のBIが可能です。経済回復によってさらに増収となれば、BIの金額はもっと増やすことができます。それ以上に1階部分の金額を増やすことは、それ以外に様々な税金を新設・増税すれば可能となります。もし税収が不足することになっても1階部分の金額を減額することはないものとします。

BIを運営するために、BI特別会計を設置します。BIの裏付けとなる税収はこの会計に繰り入れて管理します。既存の社会保障制度との関係については、私たちは原則として既存制度に手をつけません。ただし、児童手当（約2兆円）については、BIがとって代わるものとして廃止し、この予算分をBI特別会計に繰り入れます。生活保護の現金給付については、1階部分を収入認定し、自動的に調整をします。その他、国民年金の基礎年金部分については、一般財源から国庫負担が行われていますので、それとの調整を検討する余地がありますが、私たちは現段階で、その議論には立ち入りません。私たちの提案では、1階部分と2階部分の合計で、当面は1人1月10万円（三人家族で年額360万円）の給付が可能です。1階部分と2階部分を合わせても、現行の社会政策体系のもとではすべての人に生活に十分な金額を保障できるわけではないので、これはいわゆる「部分BI」と呼ばれるものに相当します。

99%のためのベーシックインカム構想（本文）［草案］

2021/4/1

朴勝俊、山森亮、井上智洋♣

1．99%のためのベーシックインカム(BI)の理念と目的

現在の日本では、コロナ禍による経済停滞によって、多くの人々が、命や健康を脅かされているだけでなく、収入や仕事を失う脅威に晒され続けています。私たちには、命と経済を守るために「最低限必要不可欠な」政策として、ベーシックインカム構想を打ち出すことが求められています。

私たちの BI において欠くことのできない理念は、すべての人々の生存と自由、そして尊厳を守るために、すべての人に一定額の給付を行うということです。「本当に困っている人に的を絞る」などといった言葉で人々を選別することはしません。また、いかなる境遇の人にも給付の代償として、就労や職探しを義務づけたり、あるいは働いて収入を得ることを禁止・制限したり、尊厳を傷つける申請手続きを強要しません。給付を得た人が、その現金をどのような使途に支出したのかを詮索されることも、あってはなりません。

ベーシックインカム世界ネットワーク(BIEN)は、ベーシックインカム（以下、BI）を「すべての人に、個人単位で、資力調査や労働要件を課さずに無条件で給付されるお金」と定義しています。定義には含まれていないものの、広く共有されている前提として、BI は権利性を持つこと、一定額であること、その額は他の社会サービスと結びつくことで少なくとも最低限度の生活が可能となる額であること、また BI の導入と引き換えに他の社会サービスの削減など、弱い立場に置かれている人びとの生活を悪化させるようなことを行わないこと、などが想定されています。また BI の水準については、他の社会サービスと組み合わせることで、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる水準が想定されており、それを満たすものを完全 BI、それ以下の水準のものを部分 BI と呼びます。

日本の現行の脆弱な社会給付や社会サービスをそのままにして、完全 BI を給付しようとするとかなり高額になりますし、私たちはそれを望ましいとは思いません。少なくとも脆弱な社会サービスの改善と BI の導入は、現在の日本の社会の現実を踏まえると、車の両輪であり共に推し進める必要があります。そのなかで BI に焦点を当てたこの文章は、必然的に部分 BI を主軸とした提案となります。

なお、世帯ではなく個人に給付することは、世帯の中でも相対的に地位が低く力の弱い人の自由と尊厳を守ることが、重要だと考えるためです。

BI 自体は、貧富の格差をゼロにすることを目的とするものではありません。所得の再分

♣ この文書を作成するにあたり松尾匡さん、佐藤一光さん、長谷川羽衣子さんより貴重な助言を頂きました。ここに感謝を申し上げます。ありうべき誤りはすべて筆者の責任です。

配よりも、すべての人々に最低限の現金収入を権利として保障することが目的であるためです。ただし、所得や資産が相対的に多い個人からは、累進所得税などを通じて、給付されたBIの一部を自動的に回収し、公平性を高めます。

さらにBIは、既存の社会保障制度（年金制度、失業保険、医療保険、生活保護）などを廃止・削減する目的で実施されてはなりません。ただし、これらのうち現金で給付されている部分は、BIとして現金給付された金額との調整を行います。これについても各種の社会保障制度の対象者にとって不利益・不公平にならない方法で行われるべきだと考えます。

BIは勤労者の収入の一部を保障することによって、彼らの自由を向上させ、待遇の悪い企業から退職しやすくしたり、自ら起業できるようにしたり、恐れることなく積極的な労使交渉ができるようにしたりして、職業選択や賃金・待遇等に好ましい影響を及ぼす可能性があります。しかしBIは決して、雇用の流動化を促進する政策の道具にしてはなりません。

また、コロナ禍の現在のように経済悪化が顕著な状況では、人々の生活と命を守り経済を需要側から底上げする役割が、BIの現金給付に強く求められています。

最後に、医療・介護・保育・教育のためのインフラは、BIの有無にかかわらず拡充してゆく必要があることを指摘しておきます（本稿では、それらについてBIと関連づけて論じることはしません)。

2. ベーシックインカム(BI)の財源の考え方

日本は自国通貨の発行権を持ち、変動相場制を採用し、国債が自国通貨建てで、高度な生産力を有する国です。そのため、BIを含むあらゆる政府支出について、税金や国債発行によって前もって資金を確保する必要はありません。むしろ、BIの給付によって、政府等の負債として、世の中に貨幣が生まれます（貨幣には硬貨や日本銀行券の他に、銀行が保有する日銀当座預金（政府の事実上の「子会社」である日本銀行の負債）と、人々が保有する銀行預金（銀行にとっての負債）があります。詳しくはコラム1を参照してください。ここで、金額的にも機能上も重要なのは日銀当座預金と銀行預金です。日本銀行券や硬貨などの現金は、銀行預金が引き出された時に世の中に出回るもので、金額的にも副次的なものです。以下では日銀券や硬貨を含めずに説明します)。

税金や国債は「財源」というよりも、そうして生まれた貨幣の価値を保つために必要な、貨幣を回収する仕組みの一つと位置づけるべきです（ちなみに、ここで負債という用語は、バランスシートの右側に書かれる項目という意味で用いています。政府の貨幣にあたるもの（日本銀行券や日銀当座預金）は、たとえこの意味での政府の負債であっても、政府が入手困難なモノ（金や外貨など）を引き渡す義務を伴いませんので、借金や債務とは意味が異なります)。

実際のところ、2020年に行われた「10万円給付」では、約13兆円ぶんのおカネが無から創り出され、世の中の金融資産が増加したのです（コラム1参照)。

具体的な手続きでは、政府はどこかの段階で銀行等に対して国債を発行して、給付の「財源を調達」する格好を取っています。しかし日本銀行が(普段から買いオペとして行ってい

るように)この国債を買い上げれば、最終的には世の中に対しては日本銀行が作った貨幣が給付されたことになりますので、将来世代に「国の借金」の負担を残すことにはなりません。むしろこれによって、現在世代と将来世代がともに利用できる、貨幣という名の金融資産が創造されることになります（別の見解では、銀行等にとってみれば、政府(財務省)が発行する国債は「定期預金」であり、日銀当座預金（日銀当預）は「普通預金」であるため、いずれも銀行にとっての「預金通貨」であるから、国債も貨幣の一種であり、国債発行じたいが貨幣発行だと理解することも可能です。日銀による買いオペもこの「定期預金」と「普通預金」の交換にすぎません)。

他方、徴税とは世の中に出回った貨幣を、回収して消滅させることです。人々が 10 兆円の税金を納めると、銀行預金と日銀当預が 10 兆円ぶん消滅するのです。したがって徴税は、「財源」としてはほぼ無意味ですが、世の中の貨幣が増えすぎないようにして物価上昇を防ぎ、貨幣の価値を守る一方で、累進課税によって貧富の格差を縮小したり、環境や資源を守る動機付けを与えたりするために必要なものと、位置づけることができます。

デフレ的な状況が続いて物価安定目標がなかなか達成されない間は、貨幣発行による BI を多く出すことができますが、その結果、世の中に出回る貨幣が増えてデフレ脱却が実現し、物価上昇率が物価安定目標を超えるようなら、給付の金額を抑制したり、それ相応の課税によって貨幣を回収したりする必要が出てきます。そのための税制は、所得税の累進性を高める一方、資産課税や環境関連課税を強化するなどして、貧富の格差と環境破壊を防ぐように、仕組みとして設定しておくべきものです。

ここで述べたような事実については、ここ数年の間に人々の理解が急速に広く、深くなってきています。ただし、私たちは BI 給付等の政府支出から世の中に貨幣が生まれるという客観的事実を指摘しているのであって、通貨発行権を有する政府は課税をしなくても無制限に政府支出ができるとか、産業基盤の弱い発展途上国でも同様のことが簡単にできるとは、決して主張していません。インフレとデフレの両方を防ぎ、貨幣価値を維持するための政府の役割の重要性については、ここで改めて強調しておきます。

コラム1　2020 年の「10 万円給付」と徴税に関する説明

下の図表 1 は、日本のような通貨発行権を有する国の貨幣の仕組みを、4 部門バランスシートで表現したものです。この国で使われるおカネの大部分は、電子的に記録された「預金」です。政府と日本銀行(日銀)、民間金融（銀行等)、民間非金融の 4 つの部門のバランスシートを同時に見ることによって、給付金によって生まれるおカネがどこに記録されるかが分かります(ここでは、政府と日銀を合わせて「統合政府」、民間金融と民間非金融をあわせて「世の中」とよびます)。

日銀が発行したおカネは、負債側の「日銀当座預金(日銀当預)」と「政府預金」です（説明上、日銀券は捨象します)。日銀当預は日銀の負債なので、いわゆるマネタリーベースであり、民間金融の資産となります（政府預金は政府の資産ですが、マネタリーベースには含まれません)。民間金融部門が発行したおカネは、負債側の「銀行預金」であり、これは民間非金融部門（企業や商店、家計など）の資産として、いわゆ

るマネーストックとなります。「誰かの負債は誰かの資産」であることが、この図から分かるでしょう。

次の図表 2 は、日本に住む約 1.3 億人の人々に、一人 10 万円ずつ計 13 兆円を振り込む状況を図解したものです。以下の(a)、(b)、(c)は、現金給付の手続きの各ステップ（金額の増減）をバランスシートの概念で図解しています（各マスの上段の＋が増加、下段の－が減少です）。どのステップでも、複数の部門間でやりとりが生じ、どの部門のバランスシートも左右が常に釣り合います。各項目の金額はすべて 13 兆円という同じ金額です。

図表1　多部門バランスシートで貨幣を把握する

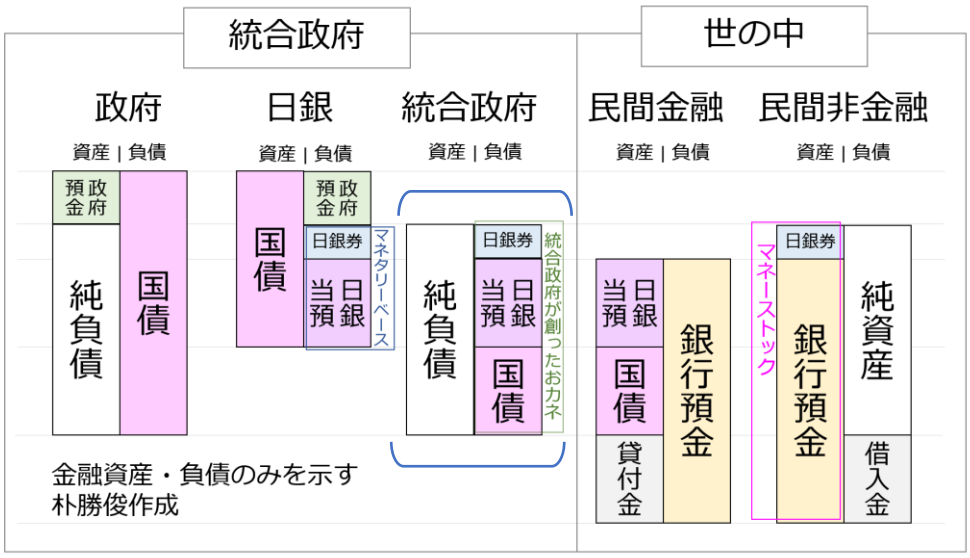

図表 2　10 万円給付の図解

金額はすべて 13 兆円	政府		日銀		民間金融		民間非金融	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債
(a)給付金振込	−政府預金	−純資産		+日銀当預 −政府預金	+日銀当預	+銀行預金	+銀行預金	+純資産
(b)国債発行	+政府預金	+国債		+政府預金 −日銀当預	+国債 −日銀当預			
(c)日銀による国債買入			+国債	+日銀当預	+日銀当預 −国債			
結果 (a)+(b)+(c)		+国債 −純資産	+国債	+日銀当預	+日銀当預	+銀行預金	+銀行預金	+純資産

(a) 政府は手元の政府預金を使って、人々の銀行口座におカネを振り込みます。人々の資産として銀行預金が増えますが、これは民間金融（銀行）の負債となります。ここでマネーストックとしてのおカネが発生します。民間金融はそれに見合う資産として、日銀当座預金（日銀当預）を得ます。政府と民間金融の間のおカネのやりとりは、日銀の振り替えで行われます。

(b) 政府は、それで手持ちのおカネ（政府預金）が足りなくなったと感じたら、民間金融に国債を販売します。民間金融は(a)のステップで手に入れた日銀当預を使って国債を買います。現金給付によって民間金融が合計 13 兆円ぶんの日銀当預を手に入れたわけですから、13 兆円分の国債が売れなくなることはあり

ません。銀行からすれば、手に入れた日銀当預は普通預金のようなもので、定期預金のような国債に換えるだけです。政府と民間銀行の間のおカネのやりとりは、日銀の振り替えで行われます。

(c) 日銀は、自らの判断で国債を買い入れることができます。日銀当預と国債を交換します。すると国債は日銀の資産となります。日銀が買い入れた国債は「世の中」から消えたも同然となります。

(a)+(b)+(c)　結果的に、給付金によって民間非金融が銀行預金を獲得します。これはマネーストックになります。人々がその銀行預金を使ってモノを買っても、民間非金融部門の中で、預金が家計から企業等に渡るだけです。つまり民間非金融部門を全体としてみれば、銀行預金の総額は変わりません。また、民間非金融の純資産は 13 兆円ぶん増えることになります。民間金融は資産として日銀当預が、負債として銀行預金が増加します。日銀当預はマネタリーベースとなります。政府は給付金のせいで純資産が減り、負債としての国債が増えますが、それは「子会社」の日銀が持っていますので、世の中に対する債務ではありません。またこの国債は、恒久的に借り換え続けることができますので、税金をとって返す必要はありません。(a)と(b)と(c)の順序が変わっても、結果は同じことになります。

政府と日銀を「連結」して統合政府とすると政府預金は消え、「世の中」に対する負債は日銀当預（貨幣の一種）だけになります。ただし、景気が良くなり、デフレ脱却が実現し、世の中で取引に使われる貨幣が多くなり過ぎると、物価安定目標以上に物価が上昇し、貨幣の価値が下がる恐れが生じます。そうなると、BI で給付された貨幣も、相当の部分を徴税によって回収することが必要となるでしょう。

次の図表 3 は、徴税によって世の中からおカネが消えることを表しています。

(a)　政府は強制力を用いて租税債務を設定します。この時点で人々（民間非金融）の純資産が減ります。

図表 3　徴税の図解

金額はすべて 13 兆円	政府		日銀		民間金融		民間非金融	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債
(a) 租税債務の設定	+租税債権	+純資産						+租税債務 −純資産
(b) 納税	+政府預金 −租税債権			+政府預金 −日銀当預	−日銀当預	−銀行預金	−銀行預金	−租税債務
結果 (a)+(b)	+政府預金	+純資産		+政府預金 −日銀当預	−日銀当預	−銀行預金	−銀行預金	−純資産

図表 4　徴税に裏付けられた現金給付の図解

金額はすべて 13 兆円	政府		日銀		民間金融		民間非金融	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債
(a) 租税債務の設定	+租税債権	+純資産						+租税債務 −純資産
(b) 納税	+政府預金 −租税債権			+政府預金 −日銀当預	−日銀当預	−銀行預金	−銀行預金	−租税債務
(c) 給付金振込	−政府預金	−純資産		+日銀当預 −政府預金	+日銀当預	+銀行預金	+銀行預金	+純資産
結果 (a)+(b)+(c)								

(b)　右から、人々は銀行預金で政府へと税金を振り込みます。それを仲介する民間金融の銀行預金も日

銀当預も減少します。政府と民間金融の取引は、日銀が振替によって仲介します。租税債権が消滅し、政府預金がそのぶん増加します。

(a)+(b)　結果的に、世の中のおカネ（日銀当預と銀行預金）が減少します。

最後に図表 4 として、全額を徴税によって裏付けられた給付金の図解を示します。(a)の租税債務の設定と(b)の納税は図表 3 と同様です。(c)の給付金振込は図表 2 の(a)と同じものです。これを組み合わせて、結果(a)+(b)+(c)を見ると、全ての部門で資産と負債の増減は相殺されて差し引きゼロとなっています。したがって徴税に裏付けられた給付金は、民間非金融部門（特に家計部門）の中での再分配を意味します。

3. ベーシックインカム構想（BI 構想）の選択項目

BI を社会に実装する上で、給付の金額や方法、財源、既存の社会保障制度との調整、労働関係の諸制度との調整について、さまざまな選択項目についての判断が求められます。以下で考え方を整理し、実現可能性(あまりに大きな法制度の改正を必要としないこと)や、各種のプラス・マイナスの効果を勘案しつつ、「99%のための BI 構想」として望ましいと考えられる選択肢を説明します（図表 5)。考慮する項目は、(1) 金額と給付方法、(2) 財政上の会計処理、(3) 財源、(4) 既存の社会保障制度との調整、(5) 雇用関係の諸制度の変更、の 5 点とします。まず図表 5 に、99%のための BI について、私たちが推奨する基本設定をまとめて、図表 6 に細部の選択肢について私たちが推奨する仕様を整理します（以下に示す仕様は、様々な可能性の一つのうち、既存の税制や社会保障制度を前提とした一案であって、私達はこれを唯一の正解と考えているわけではありません。あくまでも議論の出発点であり、今後より望ましいプランに改良させていく必要があります)。

これらの項目について、以下で考え方を説明します。税収等に関する計算は、今後別途詳細に検討すべき課題ですが、ここではごく簡単な試算を示します。根幹となる所得税改革については、第 4 節で説明します。

(1)給付方法と金額

給付方法は、資力調査等を一切行うことなく、月に一度（または、1 週間ないしは 2 週間に一度)、政府が個人の銀行口座に振り込むものとします。ベーシックインカムと類似した制度として「負の所得税」や「給付付き税額控除」がありますが、これらは所得税の申告納税が必要なため、給付から漏れてしまう人々が多数発生すると考えられますので、この提案ではそのような方法はとりません。給付の対象は、(国籍の有無、住居や住民票の有無にかかわらず) 日本国内に一定年数以上居住しているすべての人々です。世帯主ではなく、家族構成員それぞれの口座に入金します。子どもにも銀行口座を与え、主たるケア提供者が管理することとします。

図表５　99%のためのベーシックインカム構想の選択項目

選択項目	推奨される基本仕様
(1)給付方法と金額	資力調査等を一切行うことなく、月に一度（または１週間ないしは２週間に一度)、政府が個人の銀行口座に振り込む。 BI は、経済回復のための機動的な貨幣発行としての「2 階部分」と、課税等に裏付けられた安定的な給付としての「1 階部分」からなる。 コロナ禍のような危機的経済状況においては、人々の命と経済を守るために２階部分を手厚くする。 ・２階部分：　経済状況(特に物価上昇率と物価安定目標との差)に応じて裁量的に給付額を決定する。　※現状では月額７万円程度が目安。 ・１階部分：　裏付けとなる課税（新税・増税分）からの税収に応じて金額を定める。いったん決まった金額は、税収が減少するなどしても下げられることはない。　※１人１月３万円程度が目安。
(2)財政上の会計処理	一般会計で扱うのではなく、BI 特別会計を新たに設置し、税財源を明示的に繰り入れ、不足分については BI 特別会計債(一種の国債)を発行する。
(3)財源	2 階部分は貨幣発行（国債発行）による。 ※ 国債は日銀が買い入れる(直接引き受けも市場からの間接購入も可)。 1 階部分は課税（新税・増税分）等によって裏付ける。 ※ 1 億 2600 万人に月 1 万円、12 ヶ月の給付を行うための課税は、毎年 15.12 兆円が必要となる。 ・所得税の各種所得控除の廃止や税率変更などによる増収　※数十兆円 ・消費税の増税分による税収　※十数兆円 ・環境関連諸税（炭素税・原子力発電税など）　※十数兆円 ・たばこ税・酒税等の増税分　※～1 兆円程度 ・資産課税や資本取引課税 ・個人情報の使用者、知的財産の所有者に対する課税 ・天然資源採取の権利料(ロイヤルティ)など、各種公共財産の使用料 ・児童手当を廃止し、財源を BI 特会に繰り入れる　※約２兆円 ※ BI 導入と関連づけた既存税制の改革は最小限に留める ※ BI は所得税の課税対象に含めない(申告納税者数を減らすため) ※ 各種の課税による税収については、別途詳細に検討する
(4)既存の社会保障制度との調整	原則として既存の社会保障制度には BI 導入と関連づけて手をつけることはせず、現金給付部分のみ BI と調整。いずれの給付を受ける人にとっても、現状に比べて不利にならないようにする。 ・年金・医療・介護制度・雇用保険等には手をつけない(それら各分野で別途改革を検討する) ・児童手当を BI と調整（児童手当の予算分を BI 特会に繰り入れ） ・生活保護との調整は、1 階部分の給付額の収入認定によって行う ※ 2 階部分は収入認定しない。収入認定によって生活保護が受けにくくなったり、保護廃止されやすくなったりすることの無いように配慮する。 ・国民年金の基礎年金との調整は別途検討する
(5) 雇用関係の諸制度の変更	BI と関連づけて雇用や賃金に関する既存の諸制度の変更を行うことはない

私たちは、二階建てのBIを提案します。これは、基本的なBIである1階部分(景気状況にかかわらず決まった額として定められ、税収等によって裏付けられる部分)と、変動的なBIである2階部分(物価安定目標の到達度などで判断される景気状況に基づいて、裁量的に与えられ、国債の発行と日銀の買い入れによって裏付けられる部分)からなるものです。

BIの給付金額は、1階部分については裏付けとなる課税（新税・増税分）によって決まります。1億2600万人に1人あたり月1万円、12ヶ月の給付を行うための課税は、毎年15.12兆円が必要となります（1.26[万人]×1[万円/(人・月)]×12[月]＝15.12兆円)。

図表6　99%のためのベーシックインカム構想、細部の選択肢

選択項目	細部の選択肢（○は私たちが推奨するもの）
(1)給付方法と金額	・「10万円給付」と同様の政府からの銀行振込による(○)か、否か ・1階部分と2階部分を分ける(○)か、分けないか ・最低限の生活を営むのに十分な金額を給付するか、しないか(△) ※ 1階部分だけでは十分な金額に満たない部分BIとなる ・高所得者等を区別せずに給付する(○)か、否か
(2)財政上の会計処理	・BI特別会計を設置する(○)か、一般会計で処理するか
(3)財源	・BI債の発行分も財源に入れる(○)か、税で完全に裏付けるか ※ 2階部分は国債の日銀引き受けによる。 1階部分も万一の不足時には国債発行で補填。 ・大規模な税制改革と関連づけるか、否(○)か ・最も重要な財源である、所得税の改革をどのようにするか ※ 各種所得控除の廃止と税率変更（○） ※ 総合課税か分離課税かについては両論を視野に入れる ※ BIの収入を、所得税の課税ベースに含めるか、否(○)か ・既存の現金給付の節約分をBI特会の財源に入れるか、否か(△) ※ 児童手当分の財源のみBI特会に繰り入れ BI特別会計を裏付ける税目等は、既存税・新規税とも様々に考えられるが、ここでは名称を列挙するにとどめる。 消費税、法人税、環境関連諸税（炭素税・原発税など)、たばこ税、酒税、各種資産課税、資本取引課税、人工知能やロボット、個人情報の使用者、知的財産の所有者や使用者に対する課税 ・各種公共財産の使用料
(4)既存の社会保障制度との調整	・年金・医療・介護・雇用保険等の、既存の各種社会保障制度には原則として手をつけない(○)か、大規模な社会保障改革の一環としてBIを位置づけるか ※ ただし既存制度の現金給付部分とは最低限度の調整を行う
(5) 雇用関係の諸制度の変更	BIと関連づけて雇用や賃金に関する既存の諸制度の変更を行うか、行わない(○)か。

これらは主に所得税の改革などによってまかなわれ、当面は 1 人 1 月あたり 3 万円としますが、他の税財源が得られるにつれて金額を増やしてゆきます。この部分の支給額は、制度的に定められたあとは、何らかの原因で税収が現象するなど、税財源が得られないことを理由に減額されることはありません（むしろ少なくとも物価安定目標（年率 2%）以上のペースで増額されることが望ましいです)。万一この部分で不足が生じた場合には、BI 債の発行によって補填します。

2 階部分は、経済状況が悪化したときにそこからの回復を目的として給付されるものであり、特に実際の物価と物価安定目標との差に注意しながら、政府ないしは日本銀行によって裁量的に決定されます。デフレ基調が続く時期にはこの部分の金額を大きくする余裕があることになります。コロナ禍による経済危機からの脱却が見通せない現状では、1 人 1 月 7 万円程度が妥当と考えます。経済回復が進み、物価上昇率が望ましくない水準に至った場合には、政策的な判断にもとづいて、ゼロに向けて減額をしてゆきます。

従って、当面の給付額は、1 階部分と 2 階部分を合わせて 1 人 1 月 10 万円となります。

(2)財政上の会計処理と管理

BI の給付や、それを裏付ける財源の整理は、一般会計ではなく、BI 特別会計を新たに設置して行います。税財源を明示的に繰り入れ、不足分については BI 特別会計債(一種の国債)を発行します。これは主に制度的安定性を目的としています。この会計の資金を用いて、政府が人々の銀行口座に通貨を振り込むことになります。

他の選択肢としては、郵便貯金を再国営化して、日本に居住する全ての人々に口座を与えることも選択肢として考えられます。他方、中央銀行（日本銀行）が全ての国民の口座を開設し、そこに金額を振り込むといったことを提唱する人もいますが、これまでの中央銀行の業務慣行とは隔たりが大きくなりますので、ここでは推奨しません。

給付額の決定や、BI 会計の管理、一階部分の裏付けとなる課税（新税・増税分）に関する提案や分析等を行う目的で、BI 委員会（仮称）を設置します。

(3)財源

BI を給付するために、政府は必ずしも「財源」を必要とはしません。むしろ、政府の現金給付によって世の中に貨幣が発生するというのが事実です。とはいえ、過度な物価上昇を事前に防止しうる仕組みとして、ここでは BI 給付は基本的に税金で裏付けとすることを提案しています。

経済回復を目的とする、BI の 2 階部分は貨幣発行（国債の発行と日銀による買い入れ）によってまかなうものとします。これは基本的にデフレ基調の時に給付されるもので、いわば物価が下がる方向に不安定になっているのを是正する目的で、発行した貨幣をじかに人々に届ける手段として実施されます。私たちは、この国債を日本銀行が直接に引き受けるルールを提案しますが、いったん政府が市場向けに発行して、あとで日本銀行が買い入れる

方法でも、政策的な効果については大きな違いはありません。

他方、BI の 1 階部分は原則として、税や各種負担金によって裏付けるものとします。

その最も重要なものは、所得税の改革です。所得税には、所得控除と累進課税という特徴があります。この所得控除を無くすか大幅に減額し、税率を変更することによって、一般会計分でも数十兆円規模の税収が確保できます。一般会計の所得税増税分の収入を全て、BI 特会に繰り入れます（現時点では、所得税の 33.1%が地方交付税の原資に回されることになっていますので、BI の財源を確保するにはこのルールとの調整が必要です。例えば、現状の繰り入れ額を維持できる水準まで、この比率を下げることが考えられます）。もし約 45 兆円の追加税収が確保できれば、これだけで 1 人 1 月 3 万円の BI 給付の裏付けとなります（上述のように、1 人 1 月 1 万円の給付に必要な税収は 15.12 兆円のため）。所得税の改革について、詳しくは第 4 節で考え方を説明します。

また、消費税に関しても、分配効果面と経済刺激効果面でプラスになるとして人々の合意が得られるならば、今後は消費税の増税分を BI 特別会計に繰り入れるようにすることも考えられます。消費税は、国税の消費税と地方消費税からなりますが、国税分の増税分のうち、地方交付税の財源（消費税収の 19.5%）に繰り入れられない部分(80.5%ぶん)を、BI 特別会計に繰り入れるよう法律で定めます。2020 年度予算では、消費税率 10%のうち 7.8%分が国税分であり、令和 2 年度予算では 21.7 兆円の税収が見込まれています。単純計算で、消費税率を 1%引き上げるごとに、約 2.24 兆円の BI 財源が得られ、1 人 1 月あたり約 1480 円ぶんの BI の裏付けとなります（21.7[兆円/年]÷7.8[%/%]×0.805÷1.26[億人]÷12[月/年]≒1480[円/人月]）。

さらには、段階的に環境関連諸税（炭素税・原子力発電税など）を導入・増税することや、たばこ税・酒税等の繰り入れ、BI 財源を目的とする資産課税や資本取引課税の導入が考えられます。将来的には個人情報の使用者や、知的財産の所有者に対する課税のほか、各種公共財産の使用料（天然資源採取の権利料（ロイヤルティ）や電波周波数帯使用料など）を BI 特別会計に含めることによって、財源を充実させることも可能です。これらについては、こんご別途検討が必要です。

ちなみに、日本の温室効果ガス排出量は、2019 年度の実績で、二酸化炭素換算で約 12.1 億トンです（温室効果ガスには、二酸化炭素の他にメタン、一酸化二窒素、代替フロン 4 ガスが把握されています）。これらに対して、排出量 1 トンあたり 1 万円の課税ができれば、約 12.1 兆円の税収となり、1 人 1 月あたり約 8000 円の BI の裏付けとなります。

最後に、BI によって個人が得た所得を、所得税の課税対象に含めて、高所得層から BI を回収するか否かという議論があり得ます。私たちは、どちらにしても、それほど大きな違いはないと考えます。課税対象に含めなければ、BI を裏付けるだけの税収が必要となり、そのぶんより多くの増税が必要となるわけですが、課税対象に含めた場合には増税分の必要度が減るように見えて、実際には BI の手取り額が減るため、BI の支給額を引き上げることが必要となるためです。また、BI の所得を課税対象に含めると、低所得者も BI 所得を申告

納税せねばならなくなり、行政費用と順守費用が増加する可能性もあります。これらの理由から、ここでは所得税に含めないやりかたを推奨します。

(4)既存の社会保障制度との調整

BI を導入するに当たって、既存の社会保障制度を「原則廃止」したり、「大幅に整理」したりする提言もこれまで日本でなされていますが、私たちは、現状の日本の社会保障制度の不十分さにかんがみて、BI 導入に際して、既存の社会保障制度には基本的に手をつけない考え方をとります。そのさい、現金給付部分のみ、減額とならない方法で BI と調整する考え方をとります（既存の社会保障については、次々ページのコラム 2 を参照)。

年金・医療・介護制度・雇用保険等には、基本的に手をつけません。それら各分野に関して必要な改革は、BI と関連づけることなく、別途その分野の専門家たちで検討されるようにした方が、BI の導入が受け入れられやすくなると考えるためです。

ただし、現物給付ではなく現金給付となっているものは、BI との調整を行います。

まず、児童手当は発展的な形で BI の制度に吸収されます。子ども 1 人あたりでは、児童手当より BI の方が多くなるためです。そのため、児童手当に充てられていた一般財源分（約 2 兆円）は、BI 特会に振り向けます。

生活保護は、日本の社会保障制度がまだ貧弱な中で、障害者や高齢者等を支える様々な機能を担っている現実があります。BI の導入によって現在の生活保護の受給者や、こんご申請する必要がある人々の選択肢を制約する結果になってはいけません。そのため BI の 1 階、2 階部分とも、生活保護の開始や廃止についての審査においては、収入認定に含めません。その第一の理由は、生活保護に付帯する住宅・介護・医療等に関する支援がこんご必要となる人々については、申請時に BI の収入を認定すると機械的に「十分な収入がある」と見なされて却下されやすくなり、のちの生活が立ちゆかなくなるおそれがあるためです。第二の理由は、すでに生活保護を受給している人々についても、BI が給付されたことによって計算上の収入が最低生活費を上回り、機械的に保護が廃止されるようなことのないようにすべきだからです。

ただし生活扶助の支給額は、BI 分（1 階部分のみ）を収入として差し引いたものとします。現行の保護受給者の多くが、生活扶助以外の扶助のみを受給する形となるでしょう。

また、収入認定によって浮いた生活保護の財源は、BI 特会に繰り入れることはせず、生活保護のセーフティネット機能を高めるために用います。

これらの目的を達するために、生活保護法制については最低限の改正が必要となる可能性があります。これを契機に、扶養照会など問題が指摘されている手続きが改められることを期待します。

(5)雇用関係の諸制度の変更

BI が導入されることが、勤労者の収入だけでなく働き方にも影響するとして、雇用関係

の諸制度の変更をセットにして行うという考え方も、選択肢としては存在します。しかし、この点についても、私たちは BI と関連づけて雇用や賃金に関する既存の諸制度の変更を行うことはありません。こうした規制は、あくまで勤労者の権利を守る観点から、検討が成されるべきだと考えます。

コラム 2　既存の社会保障制度の給付と財源

既存の社会保障制度はかなり複雑で、年金・医療・介護・福祉その他として整理されているものは、主に高齢者に対する社会保障にかたよっています。これらは原則として「賦課方式」の社会保険の形で運営されていますが、給付費(123.7 兆円)のうち保険料でまかなえているのは 71.5 兆円(約 57.8%)しかありません。不足分は、関連会計の資産収入等のほか、公費（税財源、国債発行、地方税等負担）でまかなわれています。なお、消費税は社会保障の財源になっていると信じられていますが、あくまで消費税は一般財源ですから、公費負担のごく一部である税財源の、その中の一部を支えているに過ぎません。

図 3　日本の財政における社会保障の給付費と財源

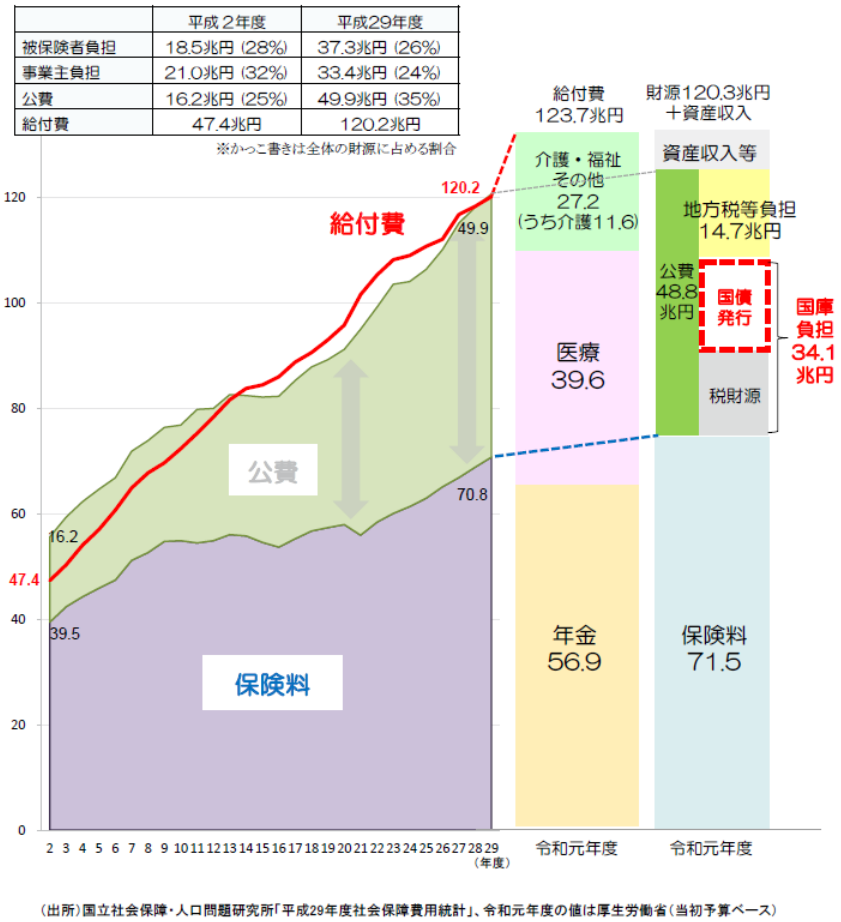

(出所)国立社会保障・人口問題研究所「平成29年度社会保障費用統計」、令和元年度の値は厚生労働省(当初予算ベース)

出典：　財務省『日本の財政関係資料(令和元年 10 月)』、p. 29

4. 所得税増税の考え方

所得税は BI（1 階部分）を裏付ける最大の課税項目となりうるものです。2018 年度の国税分の所得税の税収は約 22 兆円に過ぎず、BI を裏付けるためには大幅な増税が必要に思われるかもしれません（前述のように、1 人 1 月 3 万円の BI を実現するのに、約 45 兆円の税収が必要です)。しかしこの増収分はすべて BI として給付されますので、人々の間で再分配が行われるだけで、全体としてみれば負担が増加するわけではありません。

所得税は、「所得控除」と「累進課税」、それに「分離課税」という特徴を持っています。所得控除を無くすか大幅に減らし、税率を少し上げることで、所得税の税収は大幅に増やすことができます。「分離課税」を無くして総合課税にすることで、税収が増やせるか、公平性を高めることができるかについては、賛否両論があります。

＜所得控除＞

所得控除とは、納税者が得た「所得」のうち、様々な理由で所得税の課税ベースとなる「課税所得」に含めない金額のことです。例えば 1000 万円の所得があっても、200 万円が所得控除されれば、800 万円分の課税所得に対してしか、課税がなされません。この所得控除によって、かなりの税収が失われています。所得控除には、保険加入や寄付金を促す補助金のような機能があるほか、基礎控除、家族を扶養するための控除など BI と目的が重なるものもあります。実は、所得控除は非常に不公平な仕組みです。政策誘導の目的で所得控除が 1 万円だけ増額されると、税率が 40%の富裕層は 4000 円の減税になりますが、税率 5%の庶民には 500 円の減税にしかならず、非課税の人には何のメリットもありません。また、基礎控除や家族を扶養する控除は事実上、裕福な家族に的を絞った給付のようなものなのです。

図表 7 に、所得控除の項目を示しています。基本的にこの全てが、BI で人々の生活が基本的に保障されることによって不要になると考えられます。政策誘導は所得控除よりも透明性の高い直接補助金で行われるべきだと考えます。

図表 7　所得控除の項目

イ　基礎控除	チ　生命保険料控除
ロ　配偶者控除	リ　社会保険料控除
ハ　配偶者特別控除	ヌ　地震保険料控除
ニ　扶養控除	ル　小規模企業共済等掛金控除
ホ　雑損控除	ヲ　障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除
ヘ　医療費控除	ワ　寄付金控除
ト　セルフメディケーション税制による医療費控除	

出典：国税庁編『第 144 回 国税庁統計年報書(平成 30 年度版)』一般社団法人大蔵財務協会

＜累進課税＞

累進課税は、所得が高くなるにつれて税率が上がってゆく仕組みです。単に、所得が多い人ほど税率が高くなる、というだけでなく、ある人の課税所得の中で、金額の高い「部分(ブラケット)」ほど税率が高くなる、という仕組みになっています（超過累進課税)。その税率は図表 8 に示しています。

図表 8　所得税の税率

	課税される所得金額(課税所得)	税率
ブラケット	1,000 円 から 1,949,000 円まで	5%
	1,950,000 円 から 3,299,000 円まで	10%
	3,300,000 円 から 6,949,000 円まで	20%
	6,950,000 円 から 8,999,000 円まで	23%
	9,000,000 円 から 17,999,000 円まで	33%
	18,000,000 円 から 39,999,000 円まで	40%
	40,000,000 円 以上	45%

出典：　国税庁 HP、No.2260 所得税の税率[令和 2 年 4 月 1 日現在法令等]を参考に作成

図表 9　所得税率のイメージ

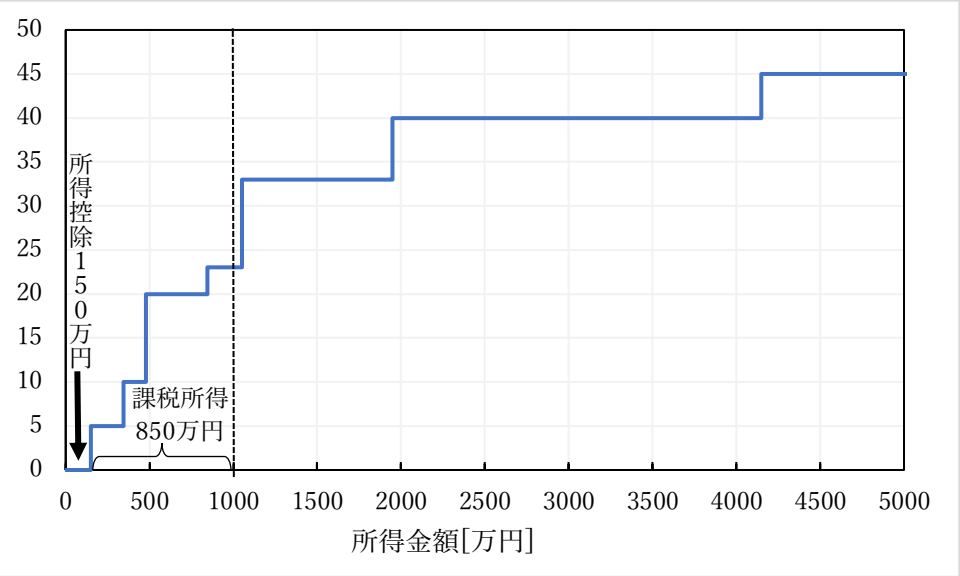

注：所得控除の金額を 150 万円とした場合。所得 1000 万円の人の場合、課税所得は 850 万円となる。

ある人について、図表 8 をグラフにしたものが図表 9 となります。所得控除の金額を 150 万円として作図しました（実際の申告納税者の平均は約 137 万円)。このグラフによれば、150 万円の所得控除はわずかなように見えますが、全体の税収にとっては大きな影響があります。納税額の大部分は中所得層によるものであって、所得が 1000 万円を超えるような高額所得者は全体からすればわずかなためです（世帯収入でみれば、1000 万円を超える世帯は 1 割を少し超える程度、『国民生活基礎調査(平成 30 年)』による)。

参考までに、所得金額が 1000 万円の人の納税額は、195.7 万円となります。課税所得 1000

万円に対応する税率は 33%ですが、所得控除と超過累進課税のため 330 万円の納税額にはなりません。

＜所得控除を無くして税率を変えた場合の所得税収の試算＞

図表 10 は、所得控除を無くし、税率を変えた場合に、個人の納税額がどれだけ増えるかについて、模式的に表した図です。

(1)は現状の所得税で、所得控除があり、課税所得に超過累進課税が行われています。

(2)は、所得控除を廃止した場合で、それだけで、かなり納税額が増えることが分かります(黒い四角形)。

(3)は、低所得部分の税率を 30%にしたものです（青い四角形)。低所得者に不利なように見えますが、全ての人々に均等に BI が給付されるので、増税と BI を組み合わせの効果では公平性は高まります。

(4)は、さらに、高所得分の税率を引き上げた場合です（赤い四角形)。再分配の効果を高める意義がありますが、これによる税収の増分は、それほど多くないかもしれません。

図表 10　所得税の改正の考え方

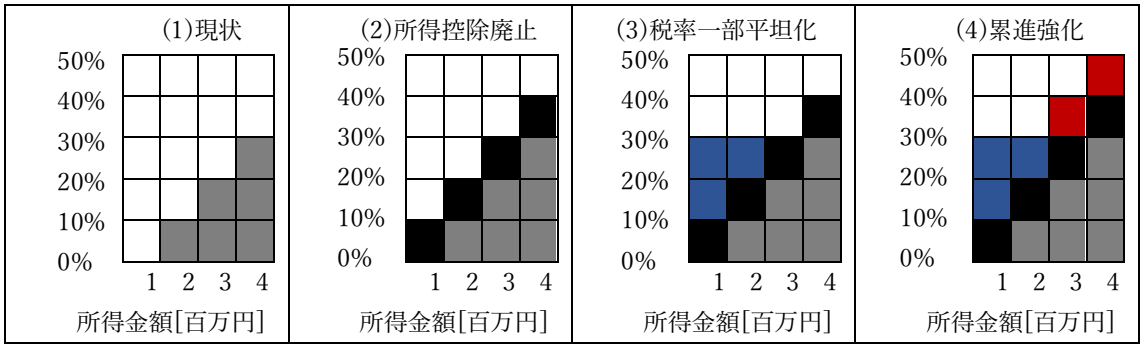

注：　当初は所得控除があり、それを引いた課税所得の各部分（百万円刻みのブラケット）について、低い順に 10%、20%、30%、40%（最高税率）で課税されるものとする。1 つの正方形が 10 万円に相当する。

図表 11　4 人の個人に対する所得税増税と BI 給付の比較（数値例)」

	所得[万円]	納税額[万円]				増税額[万円]			
	所得	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)
A	100	0	10	30	30	+0	+10	+30	+30
B	200	10	30	60	60	+0	+20	+50	+50
C	300	30	60	90	100	+0	+30	+60	+70
D	400	60	100	130	150	+0	+40	+70	+90
合計	1000	100	200	310	340	+0	+100	+210	+240
BI						0	25	52.5	60

注：A から D までの 4 人が社会の全構成員として考える。図表 10 の税率表を前提に税制改革の効果を見た。比較のため、増税額の合計を人数で割って、税収中立的な BI の一人当たりの金額を示した。

このように所得税制が変更されたときに、所得税の負担増分よりも、BI の給付額が多い

人は、BI 導入によって差し引き有利になり、BI 給付額の方が少ないひとは、差し引きの負担が多くなります（図表 11)。

図表 12 は、現状の所得分布や申告納税のデータに基づいて、所得税制の変更を行った場合に何兆円程度の税収が得られるかをシミュレートしたものです。世帯別の所得分布については『国民生活基礎調査(平成 30 年)』を、所得税の総税収や個人の納税額については『国税庁統計年報書(平成 30 年度版)』を用いました。

図表 12　所得税増収シミュレーション（参考）

ブラケット		現状と同じ税率で、所得控除のみ減額・廃止			税率のみ改正	控除ゼロと税率改正の組み合わせ	
		1	2	3	4	5	6
課税所得（以上）	課税所得（未満）	基準ケース	控除半分	控除全廃	控除そのまま	控除全廃税率 30%以上	控除全廃累進強化
0	195	5%	5%	5%	30%	30%	30%
195	330	10%	10%	10%	30%	30%	30%
330	695	20%	20%	20%	30%	30%	35%
695	900	23%	23%	23%	30%	30%	40%
900	1800	33%	33%	33%	33%	33%	45%
1800	4000	40%	40%	40%	40%	40%	50%
4000		45%	45%	45%	45%	45%	60%
計算上の税収	兆円	32.0	40.2	48.9	65.4	91.4	103.6
補正後(0.621 倍)	兆円	19.9	25.0	30.4	40.6	56.8	64.3
増分	兆円	0.0	5.2	10.6	20.8	37.0	44.5
増分による BI 給付額	1 人 1 月あたり万円	0.00	0.34	0.70	1.38	2.45	2.94

出典：　『国民生活基礎調査(平成 30 年)』および『国税庁統計年報書(平成 30 年度版)』を用いて筆者計算。

注：　試算を単純化するため、申告所得税と源泉所得税および総合課税と分離課税に分かれている複雑な所得税体系を、すべて申告所得税で総合課税されたものとみなして計算した。所得分布については、「国民生活基礎調査(平成 30 年)」の世帯別所得分布を用いた。他方、国税庁統計年報書(平成 30 年度版)の申告所得税のデータから、一人当たりの所得額・所得控除・計算上の納税額を確認した。所得階層別の各世帯の納税額は、世帯内で収入を得ている者（所得税を申告納税する者）を 1 人と仮定し、「総合課税」が行われたものとして、課税所得に超過累進課税を適用して納税額を計算した。これに世帯数を乗じることで、総税収を計算した（表中の計算上の税収)。しかし、この金額は実際の所得税収よりも大幅に大きくなる（基準ケースで 32.0 兆円)。平成 30 年度の実際の所得税収(一般会計分)は 19.9 兆円であり、計算上の税収の 62.1%に過ぎないので、推計された税収はいずれも、この値によって補正した。

1 人 1 月あたり 1 万円の BI を給付するには、約 15.12 兆円の税収が必要となることから、何万円の BI が可能になるかが計算できる。

図表 13　所得階級別の BI 収入（1 階部分）と所得税増分

				(2)控除半分			(2)控除全廃			(3)税率のみ改正		
所得	世帯	平均	世帯数	BI	所得税	差引	BI	所得税	差引	BI	所得税	差引
階級	比率	人数	万世帯	収入	増分		収入	増分		収入	増分	
万円未満	1.000	2.47	5099	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
50	0.009	1.20	45.0	5.0	0.4	4.6	10.1	0.8	9.3	19.8	0.0	19.8
100	0.053	1.39	268.6	5.8	1.5	4.2	11.7	2.3	9.4	23.0	4.1	18.9
150	0.066	1.57	339.0	6.5	1.1	5.4	13.2	2.3	10.9	25.8	7.1	18.7
200	0.070	1.63	358.7	6.7	1.3	5.4	13.7	2.9	10.9	26.9	11.7	15.2
250	0.066	1.76	339.0	7.3	1.5	5.8	14.8	4.1	10.7	29.1	17.0	12.1
300	0.070	2.06	357.0	8.5	2.0	6.5	17.4	5.8	11.5	34.1	22.7	11.4
400	0.136	2.23	691.1	9.2	3.3	5.9	18.8	8.6	10.2	36.8	31.0	5.8
500	0.101	2.52	515.9	10.4	5.9	4.5	21.2	15.5	5.8	41.6	41.2	0.4
600	0.085	2.80	433.2	11.6	9.1	2.5	23.6	19.4	4.2	46.3	49.0	-2.7
700	0.076	3.02	386.5	12.5	10.9	1.6	25.4	22.0	3.4	49.9	55.3	-5.4
800	0.059	3.07	302.2	12.6	11.8	0.8	25.8	24.5	1.3	50.6	61.3	-10.7
1000	0.088	3.15	446.3	13.0	13.9	-0.9	26.5	28.0	-1.6	52.0	69.4	-17.5
1200	0.048	3.53	242.4	14.6	20.7	-6.2	29.7	40.6	-10.9	58.2	79.5	-21.3
1500	0.041	3.62	211.3	14.9	29.0	-14.1	30.4	50.0	-19.6	59.7	86.6	-26.9
2000	0.019	3.55	99.1	14.6	37.4	-22.7	29.8	60.1	-30.3	58.5	93.2	-34.7
>2000	0.013	2.95	63.9	12.2	178.6	-166.5	24.8	360.3	-335.5	48.7	77.9	-29.2
総額(兆円)				5.2	5.2		10.6	10.6		20.8	20.8	

				(5)控除全廃＋税率 30%以上			(6)控除全廃＋累進強化		
所得階級	世帯	平均	世帯数	BI	所得税	差引	BI	所得税	差引
	比率	人数	万世帯	収入	増分		収入	増分	
	1.000	2.47	5099	万円	万円	万円	万円	万円	万円
50	0.009	1.20	45.0	35.2	4.7	30.6	42.4	4.7	37.7
100	0.053	1.39	268.6	40.9	14.0	26.9	49.2	14.0	35.2
150	0.066	1.57	339.0	46.0	21.9	24.1	55.3	21.9	33.4
200	0.070	1.63	358.7	47.9	30.0	17.9	57.6	30.0	27.6
250	0.066	1.76	339.0	51.8	38.0	13.8	62.3	38.0	24.3
300	0.070	2.06	357.0	60.6	45.9	14.7	72.9	45.9	27.0
400	0.136	2.23	691.1	65.5	56.7	8.9	78.8	57.2	21.7
500	0.101	2.52	515.9	74.1	69.7	4.4	89.1	73.3	15.8
600	0.085	2.80	433.2	82.3	80.0	2.4	99.0	86.7	12.3
700	0.076	3.02	386.5	88.8	88.8	0.0	106.8	98.6	8.2
800	0.059	3.07	302.2	90.0	96.5	-6.5	108.2	111.1	-2.8
1000	0.088	3.15	446.3	92.5	106.3	-13.8	111.2	129.8	-18.6
1200	0.048	3.53	242.4	103.6	119.2	-15.6	124.6	157.6	-33.1
1500	0.041	3.62	211.3	106.2	128.6	-22.4	127.7	185.3	-57.6
2000	0.019	3.55	99.1	104.1	138.8	-34.6	125.2	224.5	-99.3
>2000	0.013	2.95	63.9	86.6	438.9	-352.3	104.1	780.9	-676.8
		総額	兆円	37.0	37.0		44.5	44.5	

注：　各世帯の比率と平均人数は『国民生活基礎調査(平成 30 年)』に基づいている。図表 12 に示した 1 人 1 月あたりの BI 額(万円/月)に、世帯の平均人数と 12 ヶ月をかけ算し、年間の BI 収入を求めた。また、所得税の納税者は計算上の単純化のために、どの世帯についても 1 人と仮定している。所得税納税額の増分は、図表 12 と同様に 0.621 倍して補正している。

所得控除を半減させると 5.1 兆円、全廃すると 10.5 兆円の増収が見込めます（ケース２、ケース３）。他方、所得控除をそのままにして、低所得部分の税率を 30%に揃えると、20.7 兆円の増収となります（ケース４）。所得控除を全廃した上で低所得部分の税率を 30%に揃えると 36.9 兆円の増収（ケース５）、さらに高所得部分の累進性を図表 121 のように高めると 44.4 兆円の増収となります（ケース６）。この増収分は全て BI（１階部分）の給付に使われます。15.12 兆円の増収があれば、1 人 1 月 1 万円の BI を給付することができるので、増収額に応じて給付できる BI 額が大きくなります。BI 給付額は、ケース 5 で月額 2.45 万円、ケース 6 で月額 2.94 万円となります。

実際には、世帯の構成や所得分布、それに所得税の構造が極めて複雑なため、単純化のための仮定を置いての試算です（図表 12 の脚注を参照）。実際の BI 実施に際してはより厳密で詳細な計算が必要ですので、あくまで参考値として理解してください。

なお、この試算は 2018 年度（平成 30 年度）の所得税収の実績に基づいて計算したものであり、BI の効果によって経済が回復して、所得がさらに増えれば、税収も増えることになります。その結果、もう少し高い BI（１階部分）を給付できる可能性もあります。

図表 13 には、ここまで説明したような所得税制の変更による税収増分と、BI 収入（1 階部分）の増加分が、各所得階級に差引でどのような損益をもたらすかを示しています。BI 給付額と所得税の増分の総額は合致するように計算していますので、一定以下の所得層では純利益、一定以上の所得層では純負担となることが分かります（２階部分を加えると、純利益となる所得層はもっと高くなります）。こちらも、単純化のための仮定に基づいて計算したものですので、あくまで試算として参考にするにとどめてください。

図表 15　申告納税者の所得階層別の平均税負担率

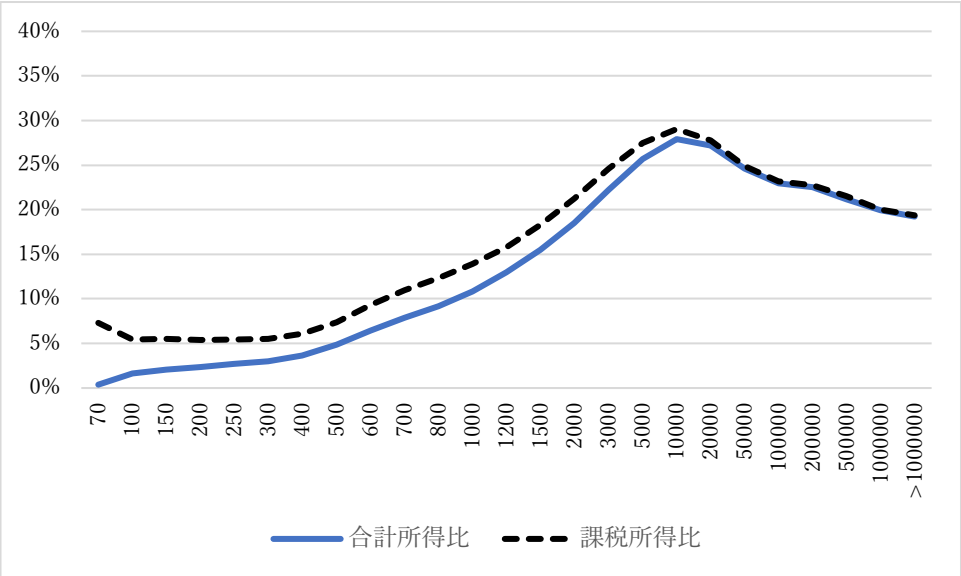

出典：　『国税庁統計年報書(平成 30 年度版)』に収録された、申告所得税標本調査結果((1)総括表、p.175)に基づき、算出税額（税額控除分や、すでに源泉徴収されたものを差し引いた申告納税額とは異なる）を合計所得や課税所得で割ることにより、筆者計算。

＜源泉分離課税の是非＞

所得税は原則として「総合課税」（あらゆる種類の所得を合算して課税すること）ですが、利子や配当などの資本所得に関しては「源泉分離課税」として、一定の税率で源泉徴収が行われています。これは約 20%（うち 5%は地方税）で課税されますので、高所得者にとっては低い税率となります。図表 1 4 によれば、申告納税を行った人の間では、所得額が 1 億円を超えたあたりから、合計所得に対する平均税負担率が低下してゆくことが分かります。その主な原因が源泉分離課税と考えられます。

そのため、利子・配当所得なども総合課税に含めて課税すれば、高所得者の税負担を増やすことが出来る可能性があります。他方で、財政学者の間では源泉分離課税を支持する意見も有力です。理由は、国境を越えた資本移動が活発化する中で、資本所得に確実に課税するには源泉徴収が有効であることと、総合課税の場合には富裕層にとって、資本所得の計算を用いた租税回避の機会が増える可能性があることです。この点については、機会を改めて引き続き検討を続けるものとして、本稿では、既存の制度を基本的に維持することとして、BI が導入された場合には、源泉分離課税の税率も 30%程度まで引き上げることを想定します。

5. 消費税増税の考え方

消費税は逆進性があり、低所得者ほど所得に対する負担比率が高くなります。そして、不況期には消費需要を抑制させるので、これを増税することは、多くの場合、好ましいことではありません。

しかし、BI の財源として消費税を用いることは、検討に値します。BI そのものは、全ての人々に均等に給付されることから、所得に対する割合でみれば、非常に累進的な効果があります。したがって、その裏付けとして消費税増税を行い、その増収分を全て BI 給付に充てれば、分配の公平性は基本的に改善するためです（図表 14)。

すべての人々（1.26 億人）に 1 人 1 月 1 万円の BI を給付するためには 15.12 兆円が必要です。消費税は、国税の消費税と地方消費税からなりますが、国税分のうち、地方交付税の財源（消費税収の 19.5%）に繰り入れられない部分(80.5%ぶん)を、BI 特別会計に繰り入れるよう法律で定めます。2020 年度予算では、消費税率 10%のうち 7.8%分が国税分であり、令和 2 年度予算では 21.7 兆円の税収が見込まれていました。単純計算で、消費税率を 1%引き上げるごとに、約 2.24 兆円の BI 財源が得られ、1 人 1 月あたり約 1480 円ぶんの BI の裏付けとなります（21.7[兆円/年]÷7.8[%/%]×0.805÷1.26[億人]÷12[月/年]≒1480[円/人月])。従って、1 人 1 月 1 万円ぶんだけ BI 給付を増やすためには、消費税率を 6.7%引き上げればよいことになります。

このように私たちは BI のための消費税増税を提案しましたが、消費税増税に一般的に賛成しているわけではありません。特に、社会保障財源を名目とする消費税増税は、これまで消費税増税分とほぼ同額の所得税・法人税の減税が行われてきたことや、実際に社会保障の財

源に使われていることが確認できる特定財源化などの方法が取られていないことから、疑問を持っています。

図表 14　消費税による BI の効果（数値例）

万円	所得	消費支出	平均消費性向	消費税 20%	BI	差引増分	消費課税と BI の後の所得
A	100	100	1.00	20	50	30	130
B	200	200	1.00	40	50	10	210
C	400	300	0.75	60	50	-10	390
D	800	400	0.50	80	50	-30	770
合計	1500	1000		200	200	0	1500
D/A 倍率	8.0						5.9
ジニ係数	0.38						0.35

注：　社会構成員は A～D の 4 人とする。当初の所得には大きな格差がある。消費支出は、所得が増えるにつれて増加するが、高所得者ほど、所得のかなりの部分を消費に回さない（高所得者の平均消費性向は低下すると想定した）。消費に対して 20%の課税が行われた場合、税収は 200 万円となり、これを均等に BI として分配すれば、1 人あたり 50 万円を配ることができる。その結果、低所得者ほど有利となり、格差は縮小する。D/A 倍率は、最高所得者の所得を最低所得者の所得で割ったものであるが、これは 8.0 倍から 5.9 倍に縮小する。また、所得不平等の指標であるジニ係数も、0.38 から 0.35 へと改善する。